第7条（紹介手数料の返還）

1. 乙は、甲と雇用契約を締結した丙が、本人の責に帰すべき事由により退職又は解雇となった場合、甲に対し紹介手数料について以下の定めに従い、返還を行うものとする。但し、丙の処遇及びその他労働条件が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なる場合はこの限りではない。
   1) 入社後30日以内（入社日を含む） 80%
   2) 入社後90日以内（入社日を含む） 50%